



国際ロータリー第2600地区
上田六文銭ロータリークラブ
 Rokumonsen Rotary Club

2016-17年度
 国際ロータリー会長
 ジョン F. ジャーム

第2600地区ガバナー 原 拓男

【事務局】

〒386-0025 長野県上田市天神 4-24-1
 上田東急REIホテル 3F
 TEL 0268-25-6000 FAX 0268-25-6002
<http://www6.ueda.ne.jp/~ueda6rc/>
 《例会日》毎週火曜日 12:30~13:30
 《例会場》上田東急REIホテル 2F
 《創立》1997年2月18日

●会長 西澤 文登 ●幹事 松澤 一志 ●会報委員長 中澤 信敏 ●副委員長 鹿志村恭彦 ●委員 中沢利樹男/斉藤恵理子

例会日誌

司 会 中澤 信敏君
 開会点鐘 西澤 文登君
 斉 唱 「それこそロータリー」
 委員会報告



・親睦会場委員長 水野 泰雄君
 12/20 家族夜間例会へのご参加よろしく
 お願いします。

プログラム

・会員卓話 鹿志村恭彦君
 「来年度税制改正大綱・標準利率引き
 下げの影響について」

ことで結構なことです。私も自分が研究している室賀氏がドラマで人気が出たおかげで、あちこちからお声をかけていただき、忙しくもありがたい一年でした。好演していただいた西村雅彦氏、また室賀氏を世に出していただいた三谷幸喜氏に感謝です。

真田丸大ヒットもうれしいことですが、今日は私達の会社であったともううれしい出来事のお話をいたします。私どもの会社は保険代理店を営んでおります。会社の理念に「お客様と共に安心、安全、快適な社会の構築につとめ・・・」と謳い、「ロータリーの四つのテストを実践すること」と社員の行動指針の一つに掲げております。

昨日、自動車保険のご相談に新規のお客様がお見えになりました。前もって紹介をしてくださる方がいらしたようです。一人の社員が対応させていただきました。他に車をお持ちで、それはJAの共済にお付けということだったそうで、もう一台増車の方に保険をとということでした。JAの共済証券を拝見すると20等級で最高等級です。社員はすかさず共済証券と車検証を持ってJAの窓口に行くことをお勧めしました。既契約が11等級以上ですとセカンドカー割引でかなり割安に契約できるのです。当社でご契約いただくことは簡単ですが、お客様の不利益になってしまいます。そのことを丁寧に説明したようです。するとそのお客様はいたく感激していただいたようで、「多少の不利益は構わない。ぜひここで契約したい」とおっしゃってくださったそうです。もう一回念を押したそうですが、結局ありがたいご契約をいただきました。

今の私は会長という立場ですので社員の前で話す機会は少なくなりましたが、社長

会長挨拶

四つのテストの実践

西澤文登君



今年も残すところ半月となりました。周囲もだんだん慌ただしくなってきました。今年とはとにかく「真田丸」に沸いた年でした。シティープロモーションではドラマの最終回放映に合わせて出演俳優をお招きして何回かトークライブを始めました。これまた大人気という

時代には常に四つのテストと近江商人の「客よし、自分よし、世間よし」のことを言っておりました。これが無駄ではなかったということがわかり、気分が晴れ晴れいたしました。四つのテストは本当によくできた教えです。お客様との間で時には悪い誘惑が頭をかすめることがあります。そんな時に心を正してくれるのがこのテストです。場合によってはお客様を諭す、と言っては大仰ですが、お客様を説得するようなこともあります。

これからも四つのテストと近江商人の精神をしっかりと持ち続けたいと思っております。



幹事報告

松澤 一志君

1. RI より
 - ・財団 100 周年の国際大会にご登録を！
 2. 上田青年会議所より
 - ・年忘れの宴出席御礼
 3. 東日観光より
 - ・『ロータリーと歩んだ東日観光の軌跡』
- 恵送
1. 上田東 RC 様・東御 RC 様・桐生赤城 RC 様・会報
- 全会員配布物
1. 当クラブ会報 第 919 号
 2. 下半期会費納入について
 3. IM 会員セミナーご案内
 4. RI2600 地区臨時会長幹事会資料



出席・ニコニコBOX報告

田中 栄一君

	ベース	欠席	メイク	出席率
本日	21	5	-	76.19%
前々回	23	3	0	86.96%

- 西澤文登君 大河ドラマ真田丸のおかげで信濃毎日新聞に取り上げていただきました。悪さができなくなりました。
- 中澤信敏君 真田丸いよいよクライマックスですね。
- 柄澤 堯君 来週は忘年会です。お楽しみに！

水野泰雄君 鹿志村さん今日はよろしくお願ひします。来週の夜間例会お楽しみに～♪

宮原宏一君 鹿志村さんの卓話楽しみです。

田中栄一君 鹿志村様の卓話楽しみにしています。

杉山 裕君 鹿志村さん今日はよろしくお願ひします。

中沢利樹男君 鹿志村さん、今日はよろしくお願ひします。

鹿志村恭彦君 今日はよろしくお願ひします。

肥田野秀知君 笠原 一洋君

松澤 一志君 生川 秀樹君

横沢 正君 生川 秀樹君

田中 栄一君 山崎 芳雄君



プログラム

会員卓話

鹿志村恭彦君

～来年度税制改正大綱について
標準利率の引き下げの影響について～



配偶者控除の見直し

今回の見直しでは、38 万円の控除を受けられる妻の給与収入の上限を 103 万円以下から 150 万円以下に引き上げます。そして妻の収入が 150 万円を超えると、控除額が段階的に減っていき、201 万円を超えると控除額がゼロになる仕組みです。

ただ、このままでは税収が全体として減ってしまうため、今回の見直しでは所得の高い人は控除の対象外とする所得制限が新たに設けられます。具体的にみますと、夫が



主な稼ぎ手で妻の給与収入が 150 万円以下の場合、夫の年収が 1,120 万円までは満額の 38 万円の控除を受けられます。

しかし、1,120 万円を超えると控除額が 26 万円に、1,170 万円を超えると 13 万円に減ります。そして 1,220 万円を超えると控除がなくなります

酒税の見直し

日本の酒税は海外に比べて明らかに高い酒税です。調べたところ、ドイツの 19 倍、アメリカの 9 倍、フランスの 4 倍！

よって国内ビールメーカーは海外に目を向けず、使用麦芽量で税率が異なることに目を付け低価格競争の商品開発に力を入れることになります。

結果第 3 のビールが出荷比率の 35%をしめ、発泡酒が 14%をしめることで酒税の税収が減少。

今後は税制改正で海外転換戦略へと変わる。

マンション・エコカー

再来年度から高さ 60M を超える新築タワーマンションが対象

来年春が期限でしたが 2 年延長が決定

現在は新車 9 割が対象ですが来年は新車 8 割、再来年は新車 7 割程度に絞り込む予定

経済活性化減税

・観光関連税制

外国人旅行者に対する免税制度が拡大されます。

外国人に各地の酒蔵を訪ねてもらい地域の振興につなげようと、日本酒や焼酎、ワインなどの製造施設で外国人向けに販売するお酒にかかる税を来年度から免税とします。

また空港の免税店の規制を緩和し、現在、出発エリアにしか認められていない免税店を到着エリアにも設置できるようにします。

海外旅行から帰国する日本人が外国の空港でなく国内の空港でみやげものの酒やたばこなどの免税品を買えるようにして、国内消費の押し上げにつなげる狙いです。

・賃上げ税制

企業が賃上げをした場合に法人税を減税する制度が拡充されます。

たとえば、これまでも賃上げを進めてきた中小企業が来年度、さらに 2%以上の賃上げを行った場合、給与の増額分の最大 22%を法人税から差し引く減税措置を導入します。

こうした仕組みを新たに加えることで、大企業に比べ賃上げが難しい、中小企業を後押ししようという狙いがあります。

・研究開発税制

企業の研究開発を後押しする減税措置も拡充されます。

企業が試験研究費を増やすほど減税額を多くする見直しで、大企業ではこれまで費用の最大 10%を法人税額から差し引いていましたが、これを最大 14%に。中小企業では今の 12%を最大 17%に引き上げます。

また、これまでは主に製造業が減税の対象でしたが、小型の無人機、ドローンや AI=人工知能などを利用して新たなサービスを開発しようという企業の試験研究費も新たに減税の対象とします。

・積立 NISA

個人が株式などへの投資で得た利益を 5 年間、非課税にする「NISA」と呼ばれる制度に、若い世代の投資を呼び込む新たな枠組みを設けます。

具体的には、投資の上限額を今の年間 120 万円より低い 40 万円にするかわりに非課税の期間を 5 年から 20 年に長くして、若い世代が時間をかけて投資できるようにします。

課税逃れ対応税制

いわゆるパナマ文書の流出などをきっかけに多国籍企業や富裕層の課税逃れへの対応が国際的な課題になっていますが、それに対応する税制改正も決まりました。

・国際課税

税率の低い租税回避地 = タックスヘイブンに子会社を設立して税を逃れようとする企

業への課税を強化します。今の仕組みでは、日本企業が海外のタックスヘイブンなどに課税逃れが目的のペーパーカンパニーを設立し、利子や配当などを移していてもその会社が現地で所得の 20%以上の税金を支払っていただければ、日本で課税ができません。このため現地に従業員がいなかったり、事務所がなかったりして活動実体がない場合は、日本の親会社と合算して日本で課税できるよう制度を見直します。

・外国居住者の相続・贈与税

海外に資産を移して相続税や贈与税を逃れようという富裕層への対応も強化します。今の制度では、富裕層が海外に保有している資産を子どもなどが相続したり贈与されたりした場合、親と子どもが共に海外に5年を超えて住んでいれば、相続税や贈与税がかからなくなります。

このため富裕層の中には、海外に資産を移して5年を超えて暮らすことで、課税を逃れようとする人たちが少なくないと言われている。これに歯止めをかけるために相続税や贈与税がかからなくなる条件を今の「5年を超える」から「10年を超える」に改めます。

見送られた税制改正

- ・ ゴルフ場利用税
- ・ ベビーシッター控除
- ・ あしながおじさん税制
- ・ 保育園の相続非課税

税収への影響

- ・ 今回の税制改正が税収全体におよぼす影響について財務省は、現時点の見積もりで国と地方をあわせておよそ 300 億円の減収になると見られるとしています。
- ・ 減収の大部分は、個人が株式などへの投資で得た利益を5年間、非課税にする「NISA」と呼ばれる制度で、非課税の期間を5年から20年に長くする新たな枠組みを設けることで

生じるということです。

- ・ また、所得税などの配偶者控除の見直しについては、主に妻がパートタイムで働く世帯で減税となる一方、高い所得の世帯では増税となるため、全体としては、税収の増減はないということです。
- ・ お酒にかかる税率の変更も、ビールや日本酒の減税分と発泡酒やワイン、チューハイなどの増税分がほぼ同じで、全体の税収に影響はないとしています。その他の税制改正の影響は現在、見積もりをしているとしています。

標準利率引き下げの影響について

2016年1月に日本銀行がマイナス金利の採用を発表したことで国債を中心に運用している金融商品が影響を受けている。MMFという比較的安全な国債社債を運用財源とする人気商品があったが国債の金利が過去最低となった事を契機にMMF運用会社は約束した利回り確保が困難となり預かったお金を投資家に戻すこととなったのはついこの前のことです。

現在の利率で入るなら3月までに

予定利率の変更は平準払いは年1回4月のタイミング

- ・ 影響を受ける可能性のある保険商品は【終身保険】【年金保険】【法人積立保険（節税商品）】
- ・ 個人で加入するならクレジットカード引落がいい

